

## 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の給付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金が支給されます。

給付を受け取るにあたり、特に申請等の手続きは必要ありません。

### 支給対象者

令和2年4月分（4月から新高校1年生となった児童分に関しては3月分）の児童手当の対象となる児童。

※支給対象者へは、5月22日から案内文を郵送します。

### 支給金額

対象児童1人あたり10,000円

### 申請について

支給を受ける場合は、原則、申請は不要です。（公務員を除く）

「公務員の方」

所属庁が支給対象者であると証明したうえで、令和2年3月31日時点での住民票がある市町村に申請が必要です。

申請受付：令和2年6月1日～令和2年11月30日

### 支給時期・支給方法

令和2年6月10日から順次支給

原則、令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を支給する口座に振り込みます。

### 支給辞退

子育て世帯への臨時特別給付金の受け取りを希望しない場合は、受給拒否の届出書を提出してください。（届出期限：令和2年6月5日）

お問い合わせ

粟国村役場 民生課

子育て世帯臨時特別給付金係

電話：098-988-2017